

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(1670201308)

当事業所は、ご利用者に対して短期入所生活介護及び、介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※ショートステイの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援及び要介護」と認定された方が対象となります。

◆◆目次◆◆

1. 事業所経営法人
2. ご利用事業所
3. 居室の概要
4. 職員の配置状況
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金
 - (1) 介護保険の基準サービス
 - (2) 介護保険の基準外のサービス
6. 利用料金のお支払い方法
7. 協力医療機関
8. 緊急時及び、事故発生時等の対応方法
9. 非常災害対策
10. 苦情等の受付
11. 第三者評価の実施状況

1. 事業所経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人早川福祉会
- (2) 法人所在地 富山県高岡市早川390番1
- (3) 電話番号 (0766) 27-8288
- (4) 代表者名 理事長 岡本 清右衛門
- (5) 設立年月日 平成12年6月27日

2. ご利用事業所

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所
指定介護予防短期入所生活介護事業所
- (2) 事業所の目的 指定短期入所生活介護及び、介護予防短期入所生活介護事業所は、介護保険法令に従い、利用者の家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、利用者の家族の身体的及び精神的な負担などの軽減を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある場合に利用していただく事業所です。
- (3) 名称 特別養護老人ホーム のむら藤園苑
- (4) 所在地 富山県高岡市野村921番1
- (5) 電話番号 (0766) 20-8900
- (6) 管理者氏名 門嶋 義二
- (7) 当事業所の運営方針
 - 一、利用者の人格と自主性を尊重します。
 - 二、行き届いた環境の下で、質の高い介護を提供します。
 - 三、常に内容の充実及び向上を図るよう努力します。
 - 四、地域・家庭などとの結び付きを大切にされた運営を行います。
- (8) 開設年月日 平成17年4月1日
- (9) 定員 8名(1ユニット)

3. 居室の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
居室	8室	ユニット型個室 全室トイレ・洗面所付き 最低面積(有効14.066 m ²)
浴室	1室	個別浴槽、特殊浴槽
共同生活室	1室	1カ所
医務室	1室	1階

※上記は厚生労働省が定める基準により、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護事業所に設置が義務づけられている居室・設備です。

居室の変更：ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により事業所でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合がございます。その際には、ご利用者やご家族と協議の上決定するものとします。

4. 職員の配置状況

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の併設事業所として一緒に管理運営しておりますことをご理解願います。

<主な職員の配置状況>

職種	指定基準
1. 管理者	1名
2. 医師	1名(非常勤可)
3. 生活相談員	1名
4. 介護職員	15名
5. 看護職員	2名
6. 機能訓練指導員	1名
7. 管理栄養士	1名

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
1. 医師	毎週木曜日 13:00～14:00
2. 生活相談員	標準的な時間帯における配置人員 日中： 8:30～17:30 1名
3. 介護職員	標準的な時間帯における配置人員 早番： 7:30～16:30 4名 日中： 8:30～17:30 1～2名 遅出：10:00～19:00 4名 夜間：16:30～ 9:30 4名 (2ユニットに1名配置)
4. 看護職員	標準的な時間帯における配置人員 日中： 8:30～17:30 2名

※土・日(祝日)は上記と異なります。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 介護保険の基準サービス

<サービスの概要>

① 居室の提供

② 食事

- ・当事業所では、管理栄養士の立てる献立により、栄養並びにご利用者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご利用者の自立支援のため、離床して共同生活室にて食事をとっていただくことを原則としています。(強制はしません。)なお、必要な時間を十分に確保いたします。

『基本的な食事時間』

朝食： 7：30～

昼食： 12：00～

夕食： 18：00～

③ 入浴

- ・入浴又は清拭を最低週2回行います。
- ・寝たきりの方でも機械浴槽を利用して入浴することができます。

④ 排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤ 機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を行います。

⑥ 健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑦ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

⑧ レクリエーション

- ・ご利用期間中はご利用者の希望により参加していただくことができます。但し、材料代等の実費をいただくことがあります。

[例] 主なレクリエーション行事予定

お正月、節分、おひな祭り等

⑨ 送迎

- ・ご希望があれば行います。なおその場合、原則玄関までとなっております。

<サービス利用料金（1日あたり）>

下記料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(介護保険負担割合に基づく自己負担額)と、食費・居住費の合計金額をお支払い下さい。

(1) 利用料金表 ※①は1割負担・②は2割負担・③は3割負担の場合

	サービス 利用料金	○ 機能訓練 体制加算	○ サービス 提供体制 強化加算	○ 夜勤職員 配置加算	1 自己負担額	2 食費	3 居住費	自己負担額 合計 (1+2+3)
要支援 1	5,290円	120円	180円	/	①559円 ②1,118円 ③1,677円	朝食 500円 昼食 700円 夕食 500円	2,066円	①4,325円 ②4,884円 ③5,443円
要支援 2	6,560円				①686円 ②1,372円 ③2,058円			①4,452円 ②5,138円 ③5,824円
要介護 1	7,040円	120円	180円	180円	①752円 ②1,504円 ③2,256円	朝食 500円 昼食 700円 夕食 500円	2,066円	①4,518円 ②5,270円 ③6,022円
要介護 2	7,720円				①820円 ②1,640円 ③2,460円			①4,586円 ②5,406円 ③6,226円
要介護 3	8,470円				①895円 ②1,790円 ③2,685円			①4,661円 ②5,556円 ③6,451円
要介護 4	9,180円				①966円 ②1,932円 ③2,898円			①4,732円 ②5,698円 ③6,664円
要介護 5	9,870円				①1,035円 ②2,070円 ③3,105円			①4,801円 ②5,836円 ③6,871円

※上記の利用料金に、介護職員等処遇改善加算Ⅰが加わります。

- 機能訓練体制加算・・・・・・・・・・常勤専従の機能訓練指導員を1名以上配置
 - サービス提供体制強化加算Ⅱ・・・・・・・・介護職員の総数のうち介護福祉士を6割以上配置
 - 夜勤職員配置加算・・・・・・・・・・夜勤帯の看護または介護職員を指定基準よりさらに1以上配置
 - 介護職員等処遇改善加算Ⅰ・・・・・・・・利用単位数合計に、14.0%乗じて加算
 - 送迎加算・・・・・・・・・・居宅と事業所間の送迎について片道1,840円(自己負担額 1割184円/2割368円/3割552円)
 - 療養食加算・・・・・・・・・・医師の指示により治療食を提供の場合1食80円(自己負担額 1割8円/2割16円/3割24円)
 - 緊急短期入所受入加算・・・・・・・・居宅サービス計画において位置づけられておらず、緊急で短期入所生活介護を行った場合に、その日から起算して7日(やむを得ない事情がある場合14日)を限度とし、1日につき900円(自己負担額1割90円/2割180円/3割270円)
- ・介護保険からの給付額に変更があった場合、それに合わせて負担額を変更します。
 - ・食費と居住費について負担限度額を受けている場合には、認定証に記載されている負担限度額とします。
 - ・居住費については償却資産の耐用年数等の合理的な基準や過去の実績等を基礎として見積もりますが、制度の大幅な変更や現時点では想定し得ない事態の発生により金額の変更を必要とする時は、当該費用を基礎として額を変更することがあります。

◇食費・居住費の負担額(日額)

世帯全員が市町村民税非課税の方(市町村民税非課税世帯)や生活保護を受けておられる方の場合、食費・居住費の負担が軽減される場合があります。

対象者		区分	食費	居住費
市 町 村 民 税 世 帯 非 課 税 者	生活保護受給者	利用者負担 第1段階	300円	880円
	老齢福祉年金受給者			
	年金収入額と合計所得金額の合計 が年間80万円以下の方	利用者負担 第2段階	600円	880円
	年金収入額と合計所得金額の合計 が年間80万円超120万円以下の方	利用者負担 第3段階①	1,000円	1,370円
	年金収入額と合計所得金額の合計 が年間120万円超の方	利用者負担 第3段階②	1,300円	1,370円
上記以外の方		利用者負担 第4段階	1,700円	2,066円

(2) 介護保険の基準外のサービス

<サービスの概要と利用料金>

- ① 理容(利用した場合)・・・1回2,000円(顔剃りのみは1,000円)
- ② その他日常生活費(個人の希望により特別に購入した物品等)・・・実費

6. 利用料金のお支払い方法

金融機関口座からの自動引き落とし
ご利用できる金融機関：高岡信用金庫、北陸銀行、ゆうちょ銀行
*なお、自動引き落としに際して引き落とし手数料がかかります。
高岡信用金庫：55円、北陸銀行：110円、ゆうちょ銀行：10円

7. 協力医療機関

医療機関と連携を図り、安心して事業所をご利用していただけるよう努めています。

高岡市民病院 高岡市宝町4番1号

8. 緊急時及び、事故発生時等の対応方法

急変時、事故発生時等には、協力機関へ速やかに搬送し対応します。その他、緊急を要しない場合は、ご家族に連絡し、相談の上受診等の対応をさせていただきます。受診までは看護職員が応急処置を行います。

9. 非常災害対策

災害対策における担当者を設置し、非常災害に関する計画、関係機関への通報及び連絡体制を整備し、従業員に周知します。

定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。(年2回以上)

10. 苦情等の受付

(1) 当事業所における苦情の受付

苦情や相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 生活相談員

〔氏名〕 瀬川 紗代

受付時間：毎週月曜日～金曜日 8：30～17：30

電話：(0766)20-8900 FAX：(0766)20-8911

また、苦情受け付けボックスを正面玄関に設置しています。

受け付けた苦情については、管理者（苦情解決責任者）に報告し、対応策を検討して必要な改善を講じます。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

高岡市 高齢介護課

所在地：高岡市広小路7番50号

電話：(0766)20-1365 FAX：(0766)20-1364

射水市 介護保険課

所在地：射水市新開発410番地1

電話：(0766)51-6627 FAX：(0766)51-6666

富山県国民健康保険団体連合会

所在地：富山市下野字豆田995番地3

電話：(076)431-9833 FAX：(076)431-9834

富山県福祉サービス運営適正化委員会

所在地：富山市安住町5番21号

電話：(076)432-3280 FAX：(076)432-6532

11. 第三者評価の実施状況

当事業所では第三者評価は実施しておりません。

